

さいたま市保健所 健康支援課の事業概要

さいたま市保健所健康支援課における保健事業についての概要を記載しております。各事業の報告数については、「保健事業統計～保健所・母子保健課・保健センター～」をご覧ください。

1 指定難病医療給付事業・特定疾患等医療給付制度(埼玉県への経由事務)・先天性血液凝固因子欠乏症等医療給付制度(埼玉県への経由事務)

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、指定難病にり患する方に対して、その治療に係る医療費の一部を助成しています。

特定疾患等に関する経由事務の委託契約書に基づき、埼玉県単独難病、特定疾患、先天性血液凝固因子欠乏症等の対象疾患にり患する方が、その治療に係る医療費の一部について埼玉県から助成を受けられるよう、当該申請書の受付を行っています。

2 小児慢性特定疾病医療費支給認定事業

児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病にり患している児童等に対して、その治療に係る医療費の一部を助成しています。

3 難病相談支援

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、指定難病医療給付受給者証を持ち、在宅療養をしている患者や家族に対し、電話相談、面接・訪問等で支援を行っています。

4 患者会支援

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、患者会の立ち上げ支援や保健所での開催の場合、会場の調整や当日の運営、周知等を行っています。また、患者会活動の後援も行っています。

5 医療講演会・交流会

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、専門医、専門スタッフ等による総合的な医療講演会、医療相談を実施し、疾患の理解や一般的な治療方法等の情報を提供することにより、患者及び家族の不安の軽減を行っています。

あわせて、同じ疾患を持つ患者及び家族の交流を行うことにより、治療や療養への意欲の向上を図り、地域での支援体制の充実を図ることを目的として実施しています。

6 医療従事者研修

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、在宅療養の難病患者を支援する訪問看護事業所や訪問介護事業所等の従事者を対象とした研修会を実施しています。研修会は、主に専門の医師やスタッフ等が講師となり、疾患及びその治療方法等への理解を深める内容となっています。こうした学びの場を通して、在宅療養支援の向上や地域の支援体制の充実を図っています。

7 未熟児養育医療給付

母子保健法に基づき、体重が 2,000 グラム以下、または身体の発育が未熟なまま生まれ、入院治療が必要な乳児に対して、その医療費等の一部を助成します。

8 自立支援医療（育成医療）給付

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、満 18 歳未満の児童で、身体に機能障害があり、手術等により確実な治療効果が期待できる方の医療費の一部について助成を行っています。

9 結核児童療育医療給付

児童福祉法に基づき、さいたま市に在住の 18 歳未満で、結核にかかり長期入院を必要とする児童に対し、医療の給付、学習用品及び日用品の支給及び移送費の支給を行っています。

10 原爆被害者対策(埼玉県への経由事務)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者の方に対し各種手当等(1.医療特別手当、2.特別手当、3.原子爆弾小頭症手当、4.健康管理手当、5.保健手当、6.介護手当、7.葬祭料)の支給や被爆者健康手帳の交付申請等を行っています。なお、実施主体は国で、本市は申請の受付を行っています。

11 肝炎治療特別推進事業(埼玉県への経由事務)

埼玉県肝炎治療特別促進事業（肝炎治療医療費助成及び肝がん・重度肝硬変医療費助成）に関する事務の委託契約書に基づき、さいたま市に住所がある方で、C型ウイルス性肝炎もしくはB型ウイルス性肝炎の治療が必要な方が医療費助成等を受けるために必要な受給者証の交付申請等の受け付けを行っています。

1 2 肝がん・重度肝硬変治療研究推進事業(埼玉県への経由事務)

埼玉県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（肝がん・重度肝硬変医療費助成）に関する経由事務の委託契約書に基づき、さいたま市在住の方で、B型又はC型肝炎ウイルスを起因とする肝がん又は重度肝硬変を患っている方が医療費の助成を受けるために必要な参加者証の交付申請等の受付を行っています。

1 3 健康被害対策

石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、さいたま市在住の方で、石綿（アスベスト）による健康被害を受けられた方及びそのご遺族に対して「医療費等の救済給付」を行っています。なお、実施主体は国で、本市は申請の受付を行っています。

1 4 がん検診等

健康増進法第17条第1項、健康増進法第19条の2等に基づき、健康増進健康診査、女性のヘルスチェック、B型・C型肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、胃がん検診、肺がん・結核検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診、及びがん検診要精密検査未受診者対策を行っています。

1 5 成人歯科健康診査等

健康増進法第19条の2、さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例第8条の(6)または歯科口腔保健の推進に関する法律第9条に基づき、成人歯科健康診査、口腔機能健康診査及び訪問歯科健康診査を行っています。

1 6 栄養関係団体等育成支援

地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について（平成25年3月29日健が発0329第4）に基づき、栄養関係団体等に対する支援・育成事業を行っています。

1 7 特定給食施設等指導

健康増進法第18条第1項第2号及び第20条及び第22条に基づき、特定給食施設等に対する栄養管理等の実施に関する指導及び助言を行っています。

1 8 国民健康・栄養調査(厚生労働省委託事業)

健康増進法第10条に基づき、国民健康・栄養調査を行っています。

1 9 栄養関係相談・指導

食品表示法、健康増進法第 65 条第 1 項、健康増進法第 17 条第 1 項に基づき、栄養成分表示、食品広告等の虚偽・誇大広告に関する相談・指導、栄養・食生活に関する相談を行っています。

2 0 歯科保健

母子保健法第 9 条及び第 1 0 条、さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例第 8 条の（6）または地域保健法第 6 条に基づき、保育園・幼稚園等職員歯科研修会及び歯科相談を実施しています。